

吹田市水道部サンドエロージョン対策施工要領

配水管及び給水管（以下「水道管」という。）の布設工事の際には、水道管と他の地下埋設物との離隔を30cm以上確保しなければならない。しかしながら、やむを得ず離隔が確保できない場合は、水道部職員と協議し、その協議内容及び本施工要領により施工すること。

1 施工方法

施工については別紙のとおりとし、水道管に厚さ2mmのゴムシートを3重に巻き付けて厚さ6mmを確保する。その際の施工幅は、交差部を中心に350mmとする。巻き付けたゴムシートは防食テープにより固定し、埋設物の間には、土嚢袋を設置すること。

ゴムシートの3重巻きが困難な場合には、厚さ6mmのゴム板をその間に設置する。その際の施工幅は、交差部を中心に330mmとする。

2 使用材料

以下のとおりとする。

使用する耐摩板（ゴムシート、ゴム板）の性能

試験項目	単位	性能		試験方法
		2	6	
厚さ	mm	2	6	
引張強さ	MPa	10以上	14.7以上	JIS K 6251による
伸び	%	250以上	400以上	JIS K 6251による
硬さ（タイプAデュロメータ）		60±5	60±5	JIS K 6253による

防食テープの性能 JIS Z 1901による

3 他企業埋設物への施工

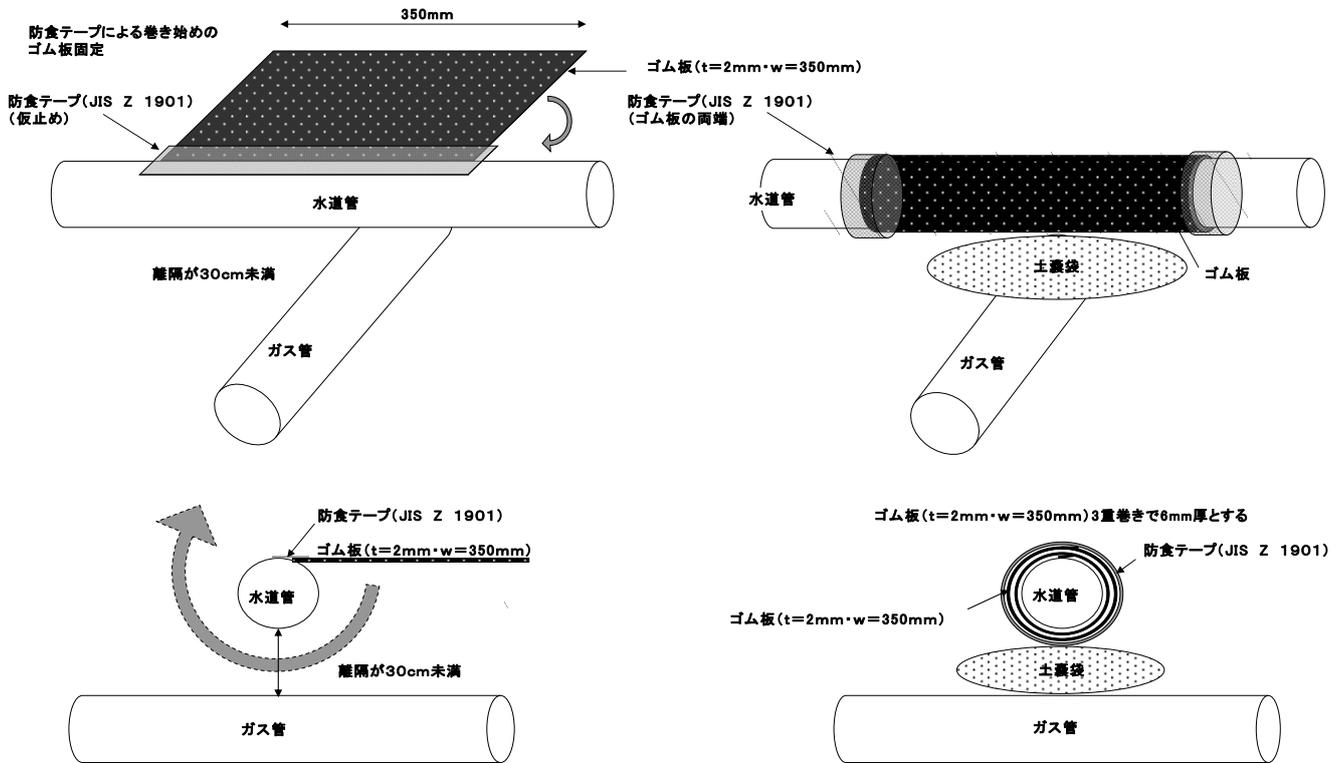
他企業の埋設物にゴムシートを巻き付ける場合は、他企業管理者と協議の上、施工すること。

4 施工写真

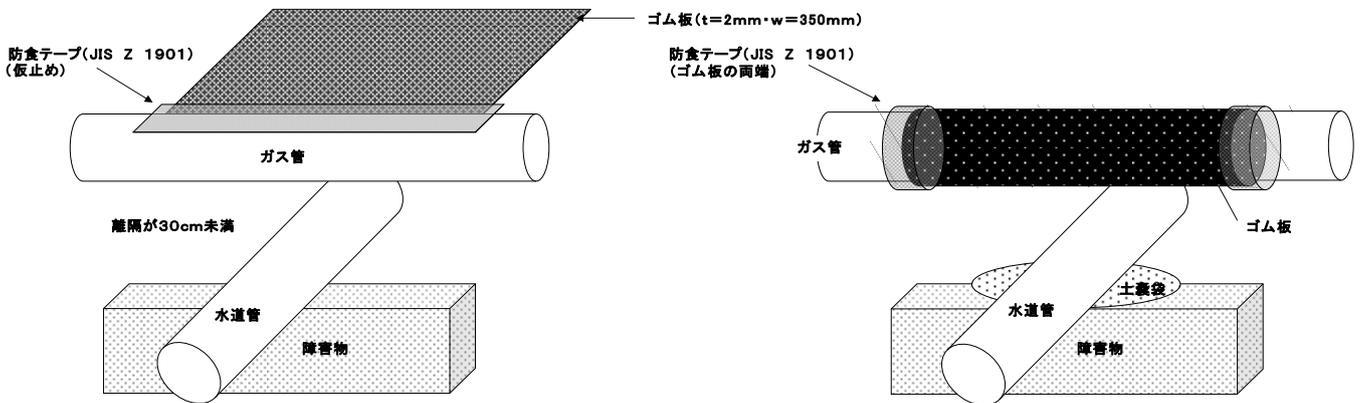
施工する部分を上方向からと横方向から、施工前と施工後のそれぞれを写真撮影し水道部に提出すること。

サンドエロージョン現象によるガス供給支障事故防止施工方法(ゴム板および耐摩板による防護)

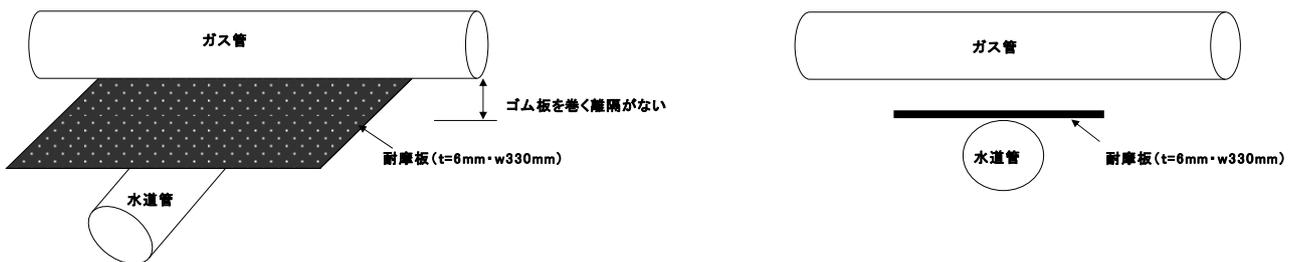
1. 離隔が30cm未満の場合による水道管への施工



2. 障害物があり、水道管に施工できない場合



3. 水道管とガス管が接して布設してある場合



(横浜市水道局水道工事施工要領、水道維持管理指針2016より)